

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
るときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示 土地改良区の役員就退任

土地改良区の役員退任

土地改良区の定款の変更認可

土地改良事業の認可申請の適否の決定(五件)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(三件)

保安林の指定の解除予定

土地^収用法による土地の立入り

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

開発行為に関する工事の完了

都市計画事業の認可

◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集

◇ 公安告示 銃砲刀剣類所持等取締法による聴聞

告 示

鳥取県告示第九百四十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり福部地区土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十一年十一月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名氏及び住所

理事 細川 頼光 岩美郡福部村大字蔵見一七五

昭和六十一年九月二十日退任

就任した役員の名氏及び住所

理事 前田 久吉 岩美郡福部村大字左近一六九

昭和六十一年三月二十六日就任 任期昭和六十二年六月十七日まで

鳥取県告示第九百四十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり久米土地改良区から役員が退任した旨の届出があつ

たので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十一年十一月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 西 山 栄太郎 倉吉市福本一五〇―五

昭和六十一年十月二十二日退任

鳥取県告示第九百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、北谷土地改良区の定款の変更を昭和六十一年十一月十日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年十一月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百四十四号

岩美町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）本庄南地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦

覧に供する。

昭和六十一年十一月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年十一月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百四十五号

岩美町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業洗井（大井手用水路）地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年十一月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年十一月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百四十六号

岩美町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業洗井（農道能々場線）地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年十一月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年十一月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百四十七号

岩美町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業洗井（新田屋用水路）地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年十一月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年十一月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百四十八号

岩美町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業陸上地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年十一月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年十一月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百四十九号

赤碕町が行う土地改良事業に係る立子地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年十一月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年十一月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碕町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百五十号

国府町が行う土地改良事業に係る玉鉾地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年十一月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年十一月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百五十一号

東伯町が行う土地改良事業に係る中津原地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法

律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年十一月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年十一月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百五十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年十一月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町印賀字立石山五九二の六五から五九二の六七まで

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第九百五十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十一年十一月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

特別高圧送電線米子線三七〇四七ルート変更工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

米子市二本木及び下郷並びに西伯郡淀江町大字佐陀、大字中間及び大

字小波地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和六十一年十一月十四日から昭和六十二年十月三十一日まで

鳥取県告示第九百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和六十一年十一月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百五十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年十一月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十一年八月五日 鳥取県指令受都計三―二第五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市津ノ井字古屋敷

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市南吉方二丁目三一

有限会社ふそう地所

代表取締役 浜田幸夫

鳥取市瓦町二〇九

有限会社協同商事

代表取締役 横山信長

鳥取県告示第九百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年十一月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画公園事業 二・二・四十号住之江公園

三 事業施行期間

昭和六十一年十一月十四日から昭和六十二年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 米子市車尾字古道地内

2 使用の部分 なし

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二百二十八号

昭和六十一年第十五回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和六十一年十一月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

一日時 昭和六十一年十一月二十一日（金）午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 新成人研修会について

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第八十九号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第十二条第一項の

規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年十一月十四日

鳥取県公安委員会委員長 八 村 信 三

一 聴聞の期日及び場所

昭和六十一年十二月三日 午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県公安委員会委員室（鳥取県庁本庁舎七階）

二 被聴聞者の住所及び氏名

東伯郡大栄町大字西高尾四四三

長谷川 勉